

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年8月12日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 「厚生年金基金の財政運営基準」の改正案について ◆

平成21年7月15日付で意見募集（パブリックコメント）の提出を受け付けていた厚生年金基金の財政運営基準の改正案（※1）について、厚生労働省より、以下のとおり意見募集の内容から変更する旨の連絡がありましたのでとり急ぎご報告します。

なお、当該内容に関する通知の正式な出状時期は未定です。

（※1）次頁に意見募集時の「中央三井アセットの年金情報」（抜粋）を添付しております。

### 【パブリックコメント案からの変更内容】

- 「①掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」の適用時期  
⇒平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用（※2）。  
（※2）「②数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、意見募集の内容通り、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用となる。
- 適用時期に関する経過措置  
⇒「①掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」及び「②数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、平成24年3月末まで<基準日ベース>の間は、現行財政運営基準に則した取扱いが可能。
- 長期運営計画の適用について  
⇒長期運営計画については、平成22年3月30日以前を基準日とする場合であっても、「①基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」を考慮すること。



【意見募集時の財政運営基準の改正概要】

(1) 掛金計算における基本プラスアルファ部分と代行部分の分離

規約上掛金率の計算方法を以下の通りとする。

①代行部分の掛金率

免除保険料率とする。

②基本プラスアルファ部分の掛金率

基本プラスアルファ部分単独で予定利率を定めて、掛金率計算を行う。

規約上掛金率は、原則として数理上掛金率を四捨五入したものとする。

③加算部分の掛金率

従前のものから変更無し。

(2) 数理債務等を計算する時に使用する掛金率

変更案：数理上掛金率と規約上掛金率の小さい方を使用する。

現行：規約上掛金率を使用する。

(趣旨)

規約上掛金>数理上掛金の場合に、債務が本来の額より小さく計算され、特別掛金により有限償却すべき部分を標準掛金として永久償却している問題の解消。

(償却が遅くなることの解消)

(3) その他

①予定死亡率の変更

今回の厚生年金本体の財政検証に準拠したものとする。

②今回の基準改正を理由として掛金引上げとなる場合は、弾力化措置(掛金引上げの猶予及び下方回廊方式)を用いることができる。

③数理書類の様式も適宜改正する。

④数理債務の定義等、関連する項目の基準を変更する。

(4) 適用時期

決算及び財政検証：平成21年度から(平成20年度は改正前の財政運営基準を適用)。

財政計算：平成21年3月31日以降を計算基準日とする財政計算から適用。

掛金は平成22年4月から適用。

変更後の予定死亡率：平成22年3月31日以降を基準日とする財政再計算から。

数理債務計算時の掛金率：平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算から。

以上

